○文部科学省令第十六号

私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十七条並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十八条第一項及び第二項の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月三十日

文部科学大臣　阿部　俊子

私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令

（私立学校教職員共済法施行規則の一部改正）

第一条　私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（退職年金の決定の請求） **第二十四条**　退職年金について、法第二十五条において準用する組合法第三十九条第一項の規定による決定（以下「決定」という。）を受けようとする者（法第二十五条において準用する組合法第七十九条の三又は第七十九条の四の規定による一時金について、決定を受けようとする者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。 一　［略］ 二　加入者等記号・番号及び退職年月日 ［号を削る。］ 三～八　［略］ 2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一・二　［略］ 三　前項第五号に該当するときは、施行令第八条第一項各号のいずれに該当するかを証明する書類 四・五　［略］ 3　［略］ （整理退職の場合の一時金の決定の請求） **第二十四条の二**　法第二十五条において準用する組合法第七十九条の三の規定による一時金について、決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。 一　［略］ 二　加入者等記号・番号及び退職年月日 三～五　［略］ 2　［略］ （遺族に対する一時金の決定の請求） **第二十四条の三**　法第二十五条において準用する組合法第七十九条の四の規定による一時金について、決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。 一・二　［略］	（退職年金の決定の請求） **第二十四条**　退職年金について、法第二十五条において準用する組合法第三十九条第一項の規定による決定（以下「決定」という。）を受けようとする者（法第二十五条において準用する組合法第七十九条の三又は第七十九条の四の規定による一時金について、決定を受けようとする者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。 一　［同上］ 二　加入者等記号・番号、所属学校法人等の名称及び退職年月日 三　法第二十五条において準用する組合法第七十五条の四第一項第一号又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第一項第一号に定める場合に該当するときは、その給付の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号 四　過去に法第二十五条において準用する組合法第七十九条の三の規定による一時金を受けた場合はその旨 五～十　［同上］ 2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一・二　［同上］ 三　前項第七号に該当するときは、施行令第八条第一項各号のいずれに該当するかを証明する書類 四・五　［同上］ 3　［同上］ （整理退職の場合の一時金の決定の請求） **第二十四条の二**　法第二十五条において準用する組合法第七十九条の三の規定による一時金について、決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。 一　［同上］ 二　加入者等記号・番号、所属学校法人等の名称及び退職年月日 三～五　［同上］ 2　［同上］ （遺族に対する一時金の決定の請求） **第二十四条の三**　法第二十五条において準用する組合法第七十九条の四の規定による一時金について、決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。 一・二　［同上］